

令和7年度

栃木市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木市（以下「甲」という。）が発注する栃木市キャッシュレス決済ポイント還元事業の業務委託を行うにあたり、その必要事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

令和7年度栃木市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

2 業務場所

栃木県栃木市内

3 委託契約期間

令和7年6月26日（木）から令和8年3月19日（木）まで

4 事業の概要

(1) 目的

食料品などの物価高騰による消費低迷の影響を受けている市内事業者への支援として、個人消費を喚起し景気を下支えするため、キャッシュレス決済を行った消費者に対して、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーンを実施する。

(2) 作業日程

- ・ 令和7年 6月 業務委託契約締結
- ・ 契約締結～9月末 キャンペーン実施準備
（事業者向けの参加案内及び啓発物の作成・配布、消費者向けの広報物の作成・配布、利用者向け説明会の準備など）
- ・ 令和7年10月～11月 キャンペーン
 キャンペーン終了後、効果測定及び報告書等の作成
- ・ 令和8年 2月末 完了届・事業報告書提出
 実施報告書提出後、委託料の請求書提出
- ・ 令和8年 3月末 委託料支払い

(3) ポイント還元事業の概要

	項 目	内 容
ア	対象店舗	・対象店舗は、次のイで指定するキャッシュレス決済サービスを導入する栃木市内の店舗のうち、以下に該当する店舗とする。 ※中小企業基本法第2条の規定に基づく市内の中小企業者。 (ただし、コンビニ、スーパーなどで事業所本部がキャッシュレス決済事業者と契約している大手フランチャイズチェーンは除く。)
イ	対象とするキャッシュレス決済サービス	・次に指定するスマートフォンを用いた①～④のキャッシュレス決済とする。 ① paypay／② d払い／③ auPAY／④ 楽天ペイ ※ ①～④に対するポイント還元額の配分割合は、受託後に甲と協議のうえ決定する。
ウ	ポイント還元額の取扱い	・本事業のポイント還元額の総額は、192,273,000円とする。 ・受託者(以下「乙」という。)が事業終了後に、甲に請求するポイント付与相当額は、キャンペーン期間中に決済された対象取引額に付与するポイントをもって確定する。ただし、192,273,000円を上限とする。※1ポイント1円相当とする。
エ	ポイント還元率	・【各決済共通】 - 決済金額の20%
オ	1人あたりのポイント付与上限	・【各決済共通】 1,000ポイント/回 5,000ポイント/期間
カ	対象店舗の負担	・対象店舗のキャンペーン参加料は無料とする。 ・ただし、キャッシュレス決済事業者に支払う手数料等は決済事業者の規定によるものとする。
キ	キャンペーン期間	・令和7年10月1日～令和7年11月30日を予定 ※ 受託後、甲と日程を協議し決定する。 ※ ポイント還元額の予算上限に達した場合は、期間内であっても終了とする。期間内での終了が見込まれる場合、乙は、甲と事前協議の上、終了予定日の14日前から利用者及び対象店舗に向けて効果的な方法を用いて周知することとする。なお、期間内に終了する場合、甲においては、甲のHP及びSNSで周知する。
ク	キャンペーンの対象とならない取引	①インターネット販売等、実店舗以外での決済 ②金、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、証紙、プリペイドカードなどの換金性の高いもの及びたばこの購入 ③医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品 (処方箋が必要な医薬品を含む。) ④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業など ⑤特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ⑥ 国税・地方税や使用料などの公租公課

5 委託料について

本事業の委託料の総額は、ポイント還元額に下表の事務費相当額を加えた額とする。

※乙が本業務を履行するにあたり必要とする一切の費用を含み、甲は契約金額以外の費用を負担しない。

【事務委託料】

	項 目	内 容
1	事務局関連費用	①本事業に直接従事する従業員等の人件費等 (業務全般の総括責任者者、コールセンターに係る人件費及び説明会等に関わる人件費等) ②事務局及びコールセンター等の設置運営に係る費用 ③キャッシュレス決済事業者のキャンペーン運営費等に係る費用 ④その他、上記①～③以外に事務局等の運営に係る費用
2	PR関連費用	①本事業の周知広報に係る費用 ②周知広報に係るPRツール作成に係る費用 ③その他、上記①、②以外にPRに係る費用
3	その他	1、2以外で、本事業の運営に必要な費用
4	一般管理費	上記1～3の10%
5	消費税及び地方消費税	上記1～4を合計した額に対する消費税及び地方消費税

6 委託料の支払いについて

ア 乙は、本仕様中8-エに規定する成果物を甲に提出し、完了の確認を得た後に、上表の事務委託料(消費税及び地方消費税を含む。)に、キャンペーン期間中に利用者に付与したポイント相当額(消費税及び地方消費税は非課税。)を合わせた額を本事業の業務委託料として請求書を作成すること。

イ 支払いは、事業完了後の一括で払いとし、請求書の提出を受けた請求日の属する月の翌月末までに一括で支払う。

ウ 甲指定の請求書を使用すること。

7 委託業務の概要

(1) 事務局の管理運営

ア 乙は、契約締結後、業務全般の総括や甲との連絡調整窓口を担う事務局を設置すること。

イ 乙は、契約締結から事業完了までの期間中、事業の統括責任者を1名置くこと。

(2) 対象店舗の募集・審査・選定等

ア 対象店舗の募集については、対象店舗募集用チラシを作成し、新聞折り込みなど

により広く周知すること。

イ キャンペーンの対象とするキャッシュレス決済サービスを導入済の市内店舗に対し、キャンペーンへの参加確認及び掲示物等の配布を行うこと。

ウ キャンペーンの対象とするキャッシュレス決済サービスを導入していない市内店舗に対し、対応相談、導入勧奨及び支援を行い、本事業の対象店舗の増加を図ること。

エ 対象店舗の審査及び選定については、本仕様中「4-(3)表中ア及びク」に規定する要件を参照のうえ、審査・選定すること。

なお、対象店舗の審査・選定にあたり疑義が生じた場合は、店舗への架電や店舗のホームページ、実地調査等での確認を行うこと。

オ 対象店舗を選定した後は、速やかにPRツールを送付し、キャンペーンの対応を依頼すること。また、対象店舗の従業員が円滑に利用者対応ができるよう必要に応じて支援すること。

カ 対象店舗の一覧を各決済事業者ごとに作成し、事業報告時に甲に提出すること。

なお、一覧の作成にあたっては、甲が指定する地域ごとに作成すること。作成した店舗一覧は、甲の参考資料として取扱いホームページなどによる外部公開は行わない。

(3) 広報・PRツールの作成

ア 広報・PRツールは、甲が実施するキャンペーンであることが分かるデザインとすること。

イ 下表の製作物については、甲の校正を1回以上受け、甲の了承を得たうえで作成すること。

	名 称	枚数(見込み)	規格等
1	取扱店舗募集用チラシ ・新聞折込用(1回)	・47,000 枚	・規格：A4/コート紙 90kg/両面カラー ・納品は新聞折込業者の指定による
2	キャンペーン用周知チラシ ・新聞折込用(1回)	・47,000 枚	・規格：A4/コート紙 90kg/両面カラー ・納品は新聞折込業者の指定による
	・広報とちぎ折込用(1回)	・51,450 枚	・納品は、次号(4)-ア-①参照
	・市有施設設置用	・1,800 枚	・納品は、次号(4)-ア-①参照
	・対象店舗掲出用	・店舗数×1 枚	・納品は、対象店舗に直接送付
3	のぼり作成 ・取扱店舗掲示用	・取扱店舗×1 枚	・規格：600×1800 mm/テترونポンジ ・納品は、取扱店舗に直接送付

(4) キャンペーンの広報

ア 契約締結後に、利用者及び対象店舗に対して、キャンペーンの内容、期間を周知すること。

① 甲が指定するキャンペーン周知用チラシの作成及び配布

甲が指定するキャンペーン周知用チラシの作成部数及び配布方法は下表による。

下表の配布にあたっては、納品時期、場所及び配布時期や方法を甲・乙協議する。

【参考：チラシの作成部数(見込み)及び配布方法】

	方法	規格	部数	納品場所・納品時間	条件
1	広報とちぎ (全戸折り込み)	A4 両面 カラー	計 51,450	場所：指定/市内6箇所 時間：指定/各納品場所により異なる。	・100枚ごとに目印 ・チラシ納品部数ごとに最上部に名称等を記載した任意様式を添付
2	市有施設への配布	同上	1,800	場所：市商工振興課 時間：開庁時間内	・50枚ごとに目印

② 乙は、前①の他、本キャンペーンの実施に効果的な周知を行うものとする。

【特設ホームページの作成及びSNSの活用等】

イ 利用者及び対象店舗に対して、キャンペーンの取引対象外物品を周知すること。

ウ 利用者に対して、キャンペーンに参加する対象店舗を周知すること。

エ 対象店舗が、キャンペーン実施期間中に店頭などに掲示するためのキャンペーンPRツールを作成し、全対象店舗に送付すること。

PRツール	提供数量
キャンペーン案内文	1枚
キャンペーン周知用チラシ(掲出用)	1枚
のぼり	対象とする決済をまとめた「のぼり」1枚を配布

オ キャッシュレス決済の利用に不慣れな消費者や未加盟店舗に対し、キャッシュレス決済の導入方法や利用方法等について相談対応・導入支援を行うこと。

カ 本事業で指定するキャッシュレス決済事業者は、市内に関連する実店舗を有していることから、実店舗においての消費者に対するキャッシュレス決済導入支援及びキャンペーンの周知などの協力を依頼すること。

(5) ポイント還元等

ア キャンペーン期間中に、対象店舗において本事業の対象となるキャッシュレス決済を行った利用者に対して、本仕様中4-(3)表中で設定する決済額に対する付与率分のポイントを還元すること。

なお、還元されたポイント等の有効期間は、決済事業者の規定による取扱いとする。

イ 店舗への入金を可能な限り短くすること。

ウ 利用者へのポイント還元期間を可能な限り短くすること。

(6) 対象店舗及び利用者からの問い合わせ対応コールセンターの設置

ア コールセンターを設置、運営し、対象店舗並びに利用者からの問い合わせに対して、誠実に対応すること。

なお、運用にあたっては、コールセンター用のマニュアル及びFQAを作成し、統一した回答ができる体制を整えること。

イ コールセンターには、適切な電話回線数及び人員を配置すること。

ウ 設置期間は、受託後に甲と協議するが、キャンペーンの周知開始日からキャンペーンの終了日（本仕様中 4-(3) - キに規定する終了日）から概ね 1 か月後までとする。期間内にキャンペーンを終了する場合においても同様とする。

エ 開設日及び開設時間は、土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分とする。

オ 業務に必要なスペース、机、椅子、端末、電話機、回線の設置・利用など必要な備品及び消耗品はすべて乙が用意すること。

カ その他、事務局の運営に必要な業務を行うこと。

(7) 消費動向調査

乙は、キャンペーン実施期間終了後、各対象キャッシュレス決済事業者における対象店舗数、業種、決済状況及びポイント付与状況、利用者数及び利用回数など可能な限り詳細な集計分析を行い、事業の効果検証を行った上で事業報告書を作成すること。

8 事業報告書等の提出

ア 対象店舗数

本仕様中 7-(2)-カにおいて作成する対象店舗一覧を用いて、対象店舗の数を次のとおり報告すること。

1 回目：キャンペーン開始日時点の対象店舗数（開始日から 7 日以内）

2 回目：キャンペーン終了日時点の対象店舗数及びその一覧（事業報告書提出時）

イ ポイント還元等の状況

キャッシュレス決済サービスごとに、キャンペーン開始日から 7 日ごとの決済状況及びポイントの付与状況を算出し、書面にて、甲に報告すること。

ウ 業務日誌（様式は任意とする。）

乙は、毎日の業務に関し、従事者の勤務状況や業務内容について業務日誌を作成し、翌月の 10 日までに甲へ書面にて報告すること。

なお、業務内容には、問合せ件数や問い合わせの内容(対応)などを記載すること。

エ 提出する成果物は、事業終了後、甲が定める期日までに委託事業完了届、事業報告書（消費動向調査含む。）、収支決算書（収支決算を項目別に積算し示すこと。）及び本事業実施にあたり作成したPRツール、チラシ等を提出するものとする。

なお、提出された成果物を甲が検査した際に、乙の責に帰すべき理由による不良が発見した場合は、速やかに訂正又は補正するものとする。

提出物	提出方法及び部数
事業報告書等	・紙ベース 1 部 ・電子データ (PDF) を DVD-R にて提出
上記以外 (PR ツールなど)	・現物を各 1 部とデータ (PDF) による提出

オ 提出先

栃木市産業振興部商工振興課 (栃木市役所 4 階)

〒328-8686 栃木県栃木市万町 9 番 25 号

9 再委託

乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することができない。(対象キャッシュレス決済事業者との再委託契約を除く。) ただし、あらかじめその委託内容を明らかにした書面により、甲の承諾を得たときは、業務の一部を第三者に再委託することができる。再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、責任の分担をあらかじめ取り決めること。

10 調査等

本業務の処理状況について甲が調査し、又は報告を求めた際は、協力することとする。

11 著作権等

ア 乙は、業務委託に係る成果物の全ての著作権を甲に無償で譲渡するものとする。

イ 甲が当該成果物の内容を公表するときは、事前に甲・乙協議の上、公表するものとする。

ウ 乙は、本件成果物が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、問題が生じた場合は、乙の責任と負担において解決すること。

12 その他

- ・関係法令を遵守し、法令の趣旨に沿って業務を実施すること。
- ・本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号) を遵守すること。本業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対しても同法を遵守させなければならない。
- ・本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、または本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、甲と乙の間で協議のうえ、定めるものとする。

1 3 入札書記載の留意点

(1) 入札書に記載する入札金額

入札書に記載する入札金額は、本仕様中 5 の表により算出した事務委託料の額(消費税税額抜き of 価格) を記載することとする。

※ポイント還元額分相当額は、事業期間終了後に額が確定するため入札金額に含めないこと。